

税

市・府民税

第3期分の納期限は

10月31日(月)です

領収書はお支払い済みの証拠となるもので、大切に保管してください。

問合せ先 税務課

法人市民税に係る開設届を

法人市民税とは、市内に事務所、事業所または寮などがある法人および人格のない社団など(収益事業を行うものに限る)が納める税金です。市内に新しく会社を設立したとき、事務所などを開設したときは届出が必要です。(税務署および府税事務所への提出とは別に届出が必要です。)

法人市民税には、国税の法人税額を課税標準として算出する法人税割額と、資本金等の額と市内の従業者数により算出する均等割額があり、事業年度終了の日の翌日から2カ月以内に、申告書を税務課へ提出するとともに、法人税割額と均等割額の合計額を納付していただくことになっていきます。



※赤字決算となり、法人税額が0円となった場合も、均等割がかかりますので、申告と納付が必要です。また、申告義務があるにもかかわらず申告書の提出がない場合、未申告法人として調査し、その結果により「決定」の行政処分をすることがあります。

問合せ先 税務課

※詳しくは問い合わせてください。

税務署からのお知らせ ～インボイス制度説明会～

来年10月1日から適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)が導入され、インボイスを発行できる「適格請求書発行事業者」となるための登録申請手続は、昨年10月から受付が開始されています。

インボイス制度では、適格請求書発行事業者の登録を受けた事業者のみがインボイスを発行することができ、制度が開始する来年10月1日から登録を受けるためには、来年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。

なお、事業者のみなさんに、制度の内容をご理解いただくため、以下のとおり説明会(事前予約制)を実施します。



インボイス制度説明会開催日時(事前予約制)

※収容人数の都合上、事前予約制になりますので、開催日の1週間前までに、泉佐野税務署 法人課税第1部門(☎462-3471)へ

問合せ先 泉佐野税務署
(☎462-3471)

開催日	時間	場所	定員
10月14日(金)	10:00~11:00	泉佐野納税協会 3階会議室 (日根野3683-3)	20人
	13:15~14:15		20人
10月27日(木)	14:30~16:00	エブノ泉の森 小ホール	200人
11月8日(火)	10:00~11:00	泉佐野納税協会 3階会議室 (日根野3683-3)	20人
	13:15~14:15		20人
12月7日(水)	10:00~11:00		20人
	13:15~14:15		20人

インボイス制度の詳しい情報については、国税庁ホームページ内のインボイス制度特設サイトをご覧ください。国税庁が行っているオンライン説明会の模様、申請手続きに関することやQ&Aなども掲載しています。



▲インボイス特設サイト
QRコード



▲インボイス説明会
QRコード

国民健康保険

問合先 国保年金課

国民健康保険証の更新

「新しい保険証を送付します」

現在交付している保険証(水色)は11月1日以降使用できません。

新しい保険証(薄い茶色)を10月下旬に簡易書留郵便で送付しますので、届き次第、新しい保険証を使用していただき、古い保険証は破棄してください。なお、11月になっても届かない場合は国保年金課まで問い合わせてください。

●75歳になる人

11月1日以降に75歳になる人は、保険証の有効期限が75歳の誕生日の前日となっています。それ以降は後期高齢者医療制度の対象となるため、新たに後期高齢者医療制度の保険証を75歳になる前に郵送します。

●外国籍の人

来年の10月31日までに在留期間の満了を迎える外国籍の人は、保険証の有効期限が在留期間の満了日までとなります。在留期間を延長した場合は、保険証の更新手続きが必要です。

保険料の納付はお済みですか?
10月31日(月)は
第5期分の納期限です

第5期分の納期限です

保険料を未納のままにしておくと、保険証の有効期限が短くなるほか、資格証明書の交付となる場合があります。また、納期限までに納めた人との公平性を保つため、滞納している人の財産(不動産・預貯金・給料など)を調査し、差し押さえることもあります。保険料は、納期内に収めましょう。

「口座振替をご利用ください」

国民健康保険料を年金から差し引いて納付される人以外は、原則、口座振替での納付をお願いします。口座振替は一度の登録手続きで納期ごとに自動的に引き落としされるため、納めに行く手間も省けます。

また、保険料の還付が発生した場合には、口座への振込で還付しますので、還付のたびに申請していただく必要もありません。現在、納付書で納付している人は、便利で納め忘れのない口座振替の手続きをさせていただき、口座振替の推進にご協力をお願いします。

※国保年金課窓口では、専用端末にキャッシュカードを通し暗

証番号を入力することで、口座振替の手続きができますので、ご利用ください。(大阪泉州農業協同組合、近畿労働金庫は除く。また、一部取り扱いできないカードもあります。詳しくは問い合わせてください。)

「電話での納付相談を

受け付けています」

納付が困難な事情がある場合は、納付猶予や分割納付の相談もできますので、電話で相談してください。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で収入減少した場合など、申請により保険料の減免を受けられることがあります。減免申請についての詳しい内容は、問い合わせただくか市ホームページをご覧ください。

後期高齢者医療制度

ジェネリック医薬品を 利用してみませんか?

ジェネリック医薬品とは、先発医薬品(これまで使われてきた新薬)の特許が切れた後に販売される医薬品で、先発医薬品と同じ有効成分を同量含み、同等の効き目があると国に認められた医薬品です。ジェネリック医薬品は開発にかかる費用が抑えられていることから、先発医薬品より安価で経済的です。

ジェネリック医薬品に切り替えるには、医師や薬剤師に相談してください。

「切り替え時の」注意

- すべての先発医薬品に対してジェネリック医薬品が対応しているわけではありません。
- 使用できる病気(効能)が異なるなどの理由で切り替えできない場合があります。
- 先発医薬品と色や大きさ、形などが異なることがあります。
- ジェネリック医薬品への切り替えを希望される場合は、医師・薬剤師にご相談のうえ、事前に必ず、医療機関や薬局に医薬品取扱いの有無・在庫の状況をお

問い合わせください。

問合先 大阪府後期高齢者医療
広域連合 給付課 ☎06・479
0・2031 Fax 06・4790・
2030



国民年金

問合せ先 国保年金課

より多くの年金を受けたい人は、ぜひご利用ください

〔付加年金〕

国民年金第1号被保険者や任意加入被保険者が、定額保険料（月額16,590円）に付加保険料（月額400円）を上乗せして納付すると、次の計算による額が付加年金として老齢基礎年金に加算されます。

●付加年金額＝200円×付加保険料を納めた月数

たとえば10年間付加保険料を納めると…

200円×12カ月×10年＝

年額24,000円が加算

必要なもの 年金手帳、基礎年金番号通知書

申込・問合せ先 国保年金課

〔国民年金基金〕

国民年金基金は、老齢基礎年金に上乗せして給付する公的な個人年金制度です。

対象 国民年金第1号被保険者で、定額保険料を納付している人

※60歳以上65歳未満の人、海外に居住して国民年金に任意



加入している人も加入できません。掛け金 加入時の年齢や性別によって変わります。納めた掛け金は全額、国民年金保険料と同様に、社会保険料控除の対象になります。

申込・問合せ先 大阪府国民年金基金 ☎0120・65・4192

※付加年金も国民年金基金も保険料の免除や納付猶予、学生納付特例を受けている期間は加入できません。また、付加年金と国民年金基金の両方に同時に加入することはできません。

年金生活者支援給付金

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入や所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要ですが、案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

対象

●老齢基礎年金を受給し、次の要件をすべて満たしている人
・65歳以上である
・世帯員全員の市町村民税が非課税となっている

●前年の年金収入額とその他の所得額の合計が約88万円以下である

●障害基礎年金・遺族基礎年金を受給し、次の要件を満たしている人
・前年の所得額が約47.2万円以下である

請求方法

●新たに年金生活者支援給付金を受給する人：対象となる人には、日本年金機構から年金生活者支援給付金請求書（はがき型）が9月初旬から送付されています。請求書に記入のうえ提出し

てください。来年1月4日までに請求手続きが完了した人は、令和4年10月分からさかのぼって受け取ることができます。

●年金を受給しはじめる人：年金請求手続きと併せて手続きをしてください。

●現在、年金生活者支援給付金を受給している人：支給要件を満たす場合、2年目以降の手続きは原則不要となります。支給要件を満たさなくなった場合、年金生活者支援給付金は支給されません。その際は「年金生活者支援給付金不該当通知書」が送られてきます。

問合せ 年金給付金専用ダイヤル（ナビダイヤル）☎0570・05・4092

※年金生活者支援給付金の請求で困ったときは、問い合わせてください。

日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。日本年金機構や厚生労働省から、口座番号や暗証番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めたりすることはありません。